

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那須塩原市は、新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

本市は予防接種関係事務において、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

栃木県那須塩原市長

公表日

令和6年12月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none">ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)【VRSは令和6年9月30日で運用終了】
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第14項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条の表25、27、28、29の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条の表25、26の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 保健福祉部健康増進課
〒325-0057 栃木県那須塩原市黒磯幸町8番10号 電話0287-62-7197

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 保健福祉部健康増進課
〒325-0057 栃木県那須塩原市黒磯幸町8番10号 電話0287-62-7197

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、副本登録の際には、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none">・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>
-------	--

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月2日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	■新型コロナウィルス感染症対策に係る予防接種事務	■新型コロナウィルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	
令和4年2月2日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	■新型コロナウィルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用	■新型コロナウィルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用	事後	
令和4年6月13日	いつの時点の計数か 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年6月13日	いつの時点の計数か 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年12月4日	いつの時点の計数か 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和4年12月4日	いつの時点の計数か 登録者名 評価書名	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	須藤原市は、新型コロナウィルスワクチン予防接種関係事務における…(以下省略)	須藤原市は、新型コロナウィルスワクチン予防接種関係事務における…(以下省略)	事後	
令和6年12月4日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) ■新型コロナウィルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行なう。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウィルス感染症予防接種証明書の交付を行なう。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウィルス感染症予防接種証明書の交付を行なう。	(略) ■新型コロナウィルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行なう。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)の運用は、令和6年9月30日をもって終了。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了による変更
令和6年12月4日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 統合死名システム 中间サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	統合死名システム 中间サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)【VRSは令和6年9月30日で運用終了】	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了による変更
令和6年12月4日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条 (略)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第14項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条 (略)	事後	法改正による
令和6年12月4日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、1 7、18、19の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第九号) 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第九号) 第13条 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2、第1603、項	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第九号) 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第九号) 第13条 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2、第1603、項	事後	法改正による
令和6年12月4日	5.評価実施機関における担当部署	保健福祉部新型コロナウィルス感染症対策室 新規	保健福祉部健康増進課	事後	
令和6年12月4日	新規実施機関における担当部署	新型コロナウィルス感染症対策室長	健康増進課長	事後	
令和6年12月4日	特定個人情報をの開示・訂正・利用停止請求	保健福祉部新型コロナウィルス感染症対策室 〒325-8501 栃木県那須塩原市共翠社108番	保健福祉部健康増進課 〒325-0057 栃木県那須塩原市黒磯幸町18番10	事後	
令和6年12月4日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部新型コロナウィルス感染症対策室 〒325-8501 栃木県那須塩原市共翠社108番	保健福祉部健康増進課 〒325-0057 栃木県那須塩原市黒磯幸町18番10	事後	
令和6年12月4日	IVリスク対策 I.リスク対策	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和6年12月4日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱い IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的因素が発生するリスクへの対策は十分か	(新設)	I.委託しない 十分である	事後	令和6年10月1日からの新様式への対応
令和6年12月4日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	(新設)	マイナンバーを利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、副本登録の際には、住基ネット照会を行なう際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行なうことを遵守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば、誤入力の対策や、対象を誤り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書類等に保管することを徹底する。 ・庶務類に特定個人情報が含まれていないか、ターミナルチェックを行う。 ・個人の名前を誤記したことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考へられる。	事後	令和6年10月1日からの新様式への対応
令和6年12月4日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(新設)	全項目評価または重点項目評価を実施する	事後	令和6年10月1日からの新様式への対応